

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第5章 健康と安全</p> <p>1. 子どもの健康支援</p>	<p>子どもの健康及び安全は、子どもの生活の基本となる事項であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもがその発育、発達にふさわしい環境と遊びを通して健康な心身をつくり、自らの体や健康に関心を持ち、身体機能を高めていくことが重要である。このため、子どもの生活全般を捉えるとともに、第1章（総則）及び第3章（保育の内容）の関連する事項に留意し、以下に示す事項を踏まえ、保育に当たることが必要である。</p> <p>（1）子どもの健康状態、発育・発達状態の把握</p> <p>○子どもの心身の状態に応じた保育を行うために、子どもの健康状態及び発育・発達状態について定期的、継続的に、また必要に応じて随時、把握すること。</p> <p>○保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態及び疾病等の有無を観察し、何らかの疾病等が認められた場合は、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど、適切な対応を図ること。</p> <p>○子どもの身体を観察する際には、虐待や不適切な養育の早期発見に努めるとともに、必要に応じて、市町村、児童相談所等の関係機関との連携を図りつつ、速やかに適切な対応を図ること。</p> <p>（2）健康増進</p> <p>○子どもの健康に関する保健計画を保育計画に位置付けて作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、現在の、そして将来にわたる一人一人の子どもの健康の保持とその増進に努めていくこと。</p> <p>○子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、家庭に連絡し保護者が子どもの状態を理解し日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p>解説書で解説、説明することが考えられる事項</p> <p>○一人一人の子どもの健康・安全</p> <p>○保育所全体の健康・安全</p> <p>○生活や遊びを通して、一人一人の子どもが丈夫な心と体をつくる</p> <p>○養護と教育の一体的取り組み</p> <p>○健康状態、発育・発達の把握に精神や運動機能の把握が含まれることを説明</p> <p>○登所時の保護者からの聞き取り、観察、連絡帳などでの確認、引継ぎの徹底等</p> <p>○子どものかかりつけ医の把握</p> <p>○虐待への対応の留意点（「児童虐待の防止等に関する法律」について）</p> <p>関連事項（◎他の章に盛り込む事項）</p> <p>◎乳児保育への配慮（第3章）</p> <p>◎障害児保育への配慮（第4章）</p> <p>○保健計画に盛り込む事項</p> <p>例・保育計画に位置づけ、全職員で子どもの健康増進を図っていくこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達に応じた配慮（幼児の睡眠への配慮、排泄等） ・季節等に応じた配慮（健診、紫外線の予防等） ・入所予定の子どもの健康状態や疾病等の有無を把握し入所後の保育に適切に反映すること ・健康記録簿の活用 ・母子健康手帳の活用及び守秘義務

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2. 環境・衛生管理及び安全管理</p>	<p>(3) 疾病等への対応</p> <p>○体調不良の子どもについては、その子どもの健康状態等に応じ、適宜、嘱託医や子どものかかりつけの医師などと相談しながら、家庭と連絡をとりつつ、適切な保健的処置を行うことが望ましいこと。看護師等が置かれている場合には、その職員を中心に対応に当たること。</p> <p>○保育所での感染症の予防に努め、感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、直ちに嘱託医、市町村、保健所等に連絡しその指示に従うとともに、保護者に連絡し協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得て決めておくこと。</p> <p>○子どもの疾病や不時の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。</p> <p>(1) 環境・衛生管理</p> <p>○施設の温度、湿度、換気、採光、音など環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生に注意すること。</p> <p>○子ども及び職員のうち、手洗いにより保育中の清潔を保つようにするとともに、子どもの食事などの衛生管理に注意すること。</p> <p>(2) 事故防止、安全対策</p> <p>○保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>○災害や事故の発生に備えての危険箇所の点検や避難訓練、外部からの不審者の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えての対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p>	<p>○保健的対応の意味内容及び与薬、医療的ケアの取扱</p> <p>○学校保健法での指定伝染病等への対応</p> <p>例：学校保健法で指定されている伝染病として定められている感染症（学校伝染病）に罹った子どもが保育所に再び通い始める時期は、その出席停止期間を基本とし、子どもの回復状態に応じて、他の子どもへの感染の防止が図られるよう、嘱託医や子どものかかりつけの医師などの意見を踏まえ、保護者に指導すること。また、学校伝染病に定められていない感染症については、嘱託医などの指示に従うこと。</p> <p>○病児・病後児保育への対応</p> <p>例：体調不良の子どもや病気回復期の子どもに対する保育を実施する場合には、嘱託医や地域の医療機関の協力の下に、保健師又は看護師等を配置し、他の子どもと離れた専用場所で行うことが望ましいこと</p> <p>○保育環境を職員全員で整備、向上させること</p> <p>○手洗いの重要性</p> <p>○動物の飼育、食育実践での調理体験などへの配慮</p> <p>○事故防止、災害対応、危機管理等の留意点</p> <p>○事故防止マニュアル、安全点検表（施設、設備、遊具、用具、散歩経路や公園等）、健康安全に関わる指導計画などの作成・活用</p> <p>○避難訓練計画、役割分担の確認、緊急時の対応の徹底等</p> <p>○家庭や地域との連携の重要性</p> <p>○精神保健面の重要性</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
3. 食育の推進	<p>○保育所における食育は、健康でいきいきと生活する基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として以下の事項に留意して実施されるものであること。</p> <p>①子どもが意欲をもって食事及び食環境にかかわる体験を積み重ね、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待するものであること。</p> <p>②乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、「食育の計画」を作成し、「保育計画」及び「指導計画」に位置付けること。</p> <p>③保育所の食事は「食育の目標」が達成されるように、評価・改善に努めること。</p> <p>④調理室など食に関わる保育環境を生かし、子どもの気づきや経験を基に食への関心が高められるよう配慮すること。</p> <p>⑤家庭や地域社会と連携を図り、全職員の協力の下に進めること。栄養士が置かれている場合には、その専門性を生かして推進すること。</p> <p>⑥体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど一人一人の子どもの状況に応じた配慮を行うこと。</p>	<p>○第3章「保育のねらい及び内容」との関連</p> <p>○「食育基本法」</p> <p>○「保育所における食育に関する指針」の活用</p> <p>○食育の視点からの、栄養士や調理員によって作られた食事等の物的環境と他の子どもとのかかわりや保育士により安定した人的な環境を適切に構成することの重要性</p> <p>○保育の内容の一環として、昼食とおやつの場を中心に、生活と遊びを通して、養護的側面と教育的側面を一体的に行うことの意義</p> <p>○第4章「保育の計画」との関連</p> <p>○保育計画との連動性、柔軟で組織的・発展的な計画の意義</p> <p>○保育士、栄養士、調理員、嘱託医らの連携・協力</p> <p>○第6章「保護者への支援」との関連</p> <p>地域の子育て家庭への食に関する相談・支援</p> <p>○食物アレルギーについての正しい知識と適切な対応</p> <p>○以下の事項を解説で説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師又は看護師、栄養士などの専門的職員が置かれる場合には、その職員が担当又は分担すること ・嘱託医、保健師・看護師、栄養士の担当すべき業務 ・保護者に周知すべき事項 ・地域の専門機関と連携協力すべき事項 <p>○嘱託医、地域の医療機関、療育機関、保健センター、保健所、児童相談所、警察、消防署、関連産業など地域の関係機関と十分連携・協力を図る。また、子どもの保育を通して小学校との連携をすすめる。</p> <p>○地域の様々な保健活動の情報提供や関わり</p> <p>○乳児（1. 6）健診・3歳児健診、その結果の活用と相互連携</p>
4. 健康・安全及び食育の実施体制等	<p>○健康・安全及び食育に関わる事項は、専門的な知識、経験、保護者の理解と協力等を要することに鑑み、その効果的な実施のために次の点に留意すること。</p> <p>①施設長の責任の下に、健康・安全及び食育に配慮した保育を年間を通じて計画的に展開するために、取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整を担当する専門的職員を確保することが望ましいこと。</p> <p>②子どもの健康及び安全、食育について、保護者と常に密接な連絡連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について周知に努めること</p> <p>③関係機関等との連携協力 保育所での健康及び安全、食育のための課題や取組に関し、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携連絡を図り、必要な協力が得られるように努めること。</p>	

